

処分基準

○運転免許取得者教育の認定の取消し(第108条の32の2第5項)

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第108条の32の2第5項
処分の概要	運転免許取得者教育の認定の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者教育の認定) 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、第2条(運転免許取得者教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)
処分基準	岡山県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙のとおり。
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係、高齢者講習係
決裁区分等	警察本部長